

証券コード 6588
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
東芝テック株式会社
代表取締役社長 錦 織 弘 信

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第101期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toshibatec.co.jp/company/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧いただけない場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、「縦覧書類」「株主総会招集通知／株主総会資料」欄をご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットのいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2026年6月26日（金曜日）午後5時までに**議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

・インターネットによるライブ配信について

本総会の模様をインターネット上でライブ配信いたします。視聴方法等については、6頁の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご高覧下さい。

記

1	日 時	2026年6月29日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都品川区東五反田二丁目17番2号 オーバルコート大崎 マークイースト 当社大崎事務所 2階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい)
3	目的事項	報告事項 第101期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、 計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- ▶電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して送付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は当該事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ▶書面交付請求をいただいていない株主様には、株主総会参考書類、並びに事業報告、連結計算書類及び監査報告の一部を併せて送付いたします。なお、送付する書面の項番及び参照頁の記載は、電子提供措置事項と同一となっておりますので、何卒ご了承下さい。
- ▶電子提供措置事項について修正が生じた場合は、1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第101期 期末配当金のお支払いについて

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、第101期に係る期末配当金として1株当たり20円（税込）を2026年6月8日よりお支払いすることを決議いたしました。

つきましては、払渡期間（2026年6月8日から同年7月31日まで）内に、同封の配当金領収証により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局において、上記期末配当金をお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

なお、配当金の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続きをいたしました。

▶ 株主総会にご出席いただく株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。(ご押印は不要です)
また、議事資料として、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

▶ 書面またはインターネットにより議決権を行使いただく株主様

行使期限 2026年6月26日(金曜日)午後5時まで



▷ 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記行使期限までに到達するようご返送下さい。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



▷ インターネットによる議決権の行使

インターネット(パソコン・スマートフォン)により議決権を行使される場合には、4頁及び5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、上記行使期限までに議案に対する賛否をご投票下さい。

書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとし、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆様

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合は、「議決権電子行使プラットフォーム(いわゆる「東証プラットフォーム」)」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2026年6月26日(金曜日)午後5時まで

▷パソコンをご利用の方

下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って賛否をご投票下さい。

▷ 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

▷スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」と「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

● インターネットによる議決権行使について

- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- ▶ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

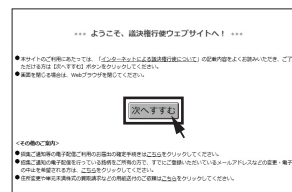
● パスワードのお取り扱いについて

- ▶ 今回の案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。大切にお取り扱い願います。
- ▶ 誤ったパスワードを一定回数以上入力されると、メイン画面にアクセスできなくなります。

パソコンによる操作手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

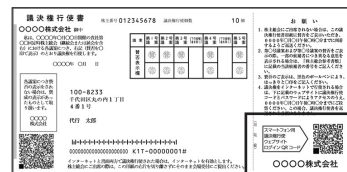
左記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「次へすすむ」をクリックする。



スマートフォンによる操作手順

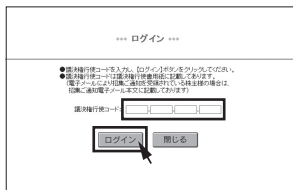
1 QRコードを読み取る

スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。



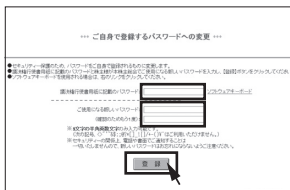
2 議決権行使コードを入力し、ログインする

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックする。



3 パスワードを入力する

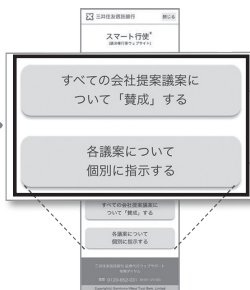
議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と株主様が本株主総会でご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリックする。



4 賛否を投票する

画面の案内に従い、議案に対する賛否をご投票下さい。

2 議決権行使方法を選択する



3 各議案の賛否を選択する



4 賛否を投票する

画面の案内に従い、議案に対する賛否をご投票下さい。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

- インターネットによる議決権行使に関してご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時


- その他のご照会は、下記にお問い合わせ下さい。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛にお問い合わせ下さい。
 - (2) 証券会社に口座をお持ちではない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行
証券代行事務センター
電話：0120-782-031
受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）

▶ インターネットによるライブ配信のご案内

本総会の映像と音声を、株主の皆様限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前にお申し込みいただくことなく、ご自宅等からご視聴いただくことができますので、ぜひご活用下さい。

なお、**本ライブ配信を通じて本総会当日の決議にご参加いただくことはできませんので、事前に議決権をご行使いただいた上で、ご視聴下さい。**

配信日時	2026年6月29日（月曜日）午前10時から （ライブ配信サイトへは、開始時刻30分前の午前9時30分頃からアクセス可能となる予定です。）
視聴方法	(1)ライブ配信サイトへは、当社ウェブサイトからアクセスいただけます。パソコン・スマートフォンにて以下のURLまたはQRコードを使用し、当社ウェブサイトの株主総会情報ページにアクセスして下さい。 URL： https://www.toshibatec.co.jp/company/ir/stock/meeting.html  (2)ライブ配信サイトへのアクセス後、パスワードを入力する画面が表示されますので、以下のパスワードをご入力下さい。 (3)以降、画面の案内に従って操作いただくことで、ライブ配信をご視聴いただけます。
ご視聴に当たっての ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。・ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開等は、ご遠慮下さい。・システム障害やインターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が発生する場合がございますので、あらかじめご了承下さい。・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。・ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (https://www.toshibatec.co.jp/) にてお知らせいたします。
株主総会に ご来場 いただく 株主様へ のご案内	<ul style="list-style-type: none">・ライブ配信用の会場の撮影については、株主様のプライバシー等に配慮し、役員席付近及びスクリーン映像のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

第1号議案 ▶ 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役と執行役員の役割を明確にし、経営責任の明確化及び最適な経営体制の構築を図ることを目的として、役付取締役を廃止することに伴い、当社定款を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた <u>取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第20条（条文省略）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条～第25条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第20条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 （削 除）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条～第25条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、取締役会における監督機能の強化及びより機動的な意思決定を図るため、社内取締役1名を減員し、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況 (2025年度)
1	にし 錦 織 弘 のぶ	代表取締役社長 社長執行役員 指名委員会委員、報酬委員会委員	6年	出席率100% 16回/16回
2	おお にし やす き 大 西 泰 樹	取締役 専務執行役員、社長補佐、経営企画 担当、リテールソリューション事業 本部長 指名委員会委員、報酬委員会委員	3年	出席率100% 16回/16回
3	たに 谷 なお ふみ 尚 史	取締役 常務執行役員、財務統括責任者（C F O）、内部管理体制推進担当、財務 部長	3年	出席率100% 16回/16回
4	み はら たか まさ 三 原 隆 正	取締役	5年	出席率100% 16回/16回
5	なが はま みつ ひろ 永 濱 光 弘	社外取締役 特別委員会委員、指名委員会委員、 報酬委員会委員	2年	出席率100% 16回/16回
6	うめ は よし ひろ 梅 葉 芳 弘	社外取締役 特別委員会委員、指名委員会委員、 報酬委員会委員	2年	出席率100% 16回/16回
7	おお さわ か な こ 大 澤 加 奈 子	社外取締役 候補者 独立役員 社外監査役	—	— (注)
8	やま な けん いち 山 名 賢 一	社外取締役 候補者 独立役員	—	—

(注) 大澤加奈子氏は、社外監査役として、2025年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席しております。

候補者
番号

1

再任

にし
錦
こり
織
ひろ
弘
のぶ
信

(1956年8月2日生)



- 取締役在任年数 6年 (本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 25,526株
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 候補者とした理由

錦織弘信氏は、(株)東芝及び同社のグループ会社等の役員、デジタル関連部門の責任者等を歴任しております。また、現在は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、中期経営計画に基づく各種施策を主導するなど、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。同氏は、これらの経験及び見識等を活かして、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、取締役の候補者といたしました。なお、同氏が取締役に選任された場合、代表取締役 会長執行役員 CEOとして、中長期の経営戦略・事業変革の主導、パートナーシップ・対外戦略の推進等の役割を担っていただく予定です。

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1980年4月 富士通(株) 入社
- 2006年12月 同社 経営執行役、ストレージプロダクト事業本部長
- 2009年10月 (株)東芝 入社、デジタルメディアネットワーク社社長
附
- 2010年4月 同社 ストレージプロダクツ社HDD事業部長
- 2010年6月 同社 執行役常務
- 2012年6月 同社 執行役上席常務
- 2013年10月 同社 クラウド&ソリューション社社長
- 2015年4月 同社 インダストリアルICTソリューション社社長
- 2017年6月 同社 執行役専務
- 2017年7月 同社 デジタルソリューション所管、東芝デジタルソリューションズ(株) 取締役社長
- 2020年4月 当社 副社長執行役員、社長補佐
- 2020年6月 当社 代表取締役社長、社長執行役員 (現在)
- 2021年12月 当社 指名委員会委員、報酬委員会委員 (現在)

候補者
番号

2

再任

おおにし やすき
大西 泰樹

(1964年4月25日生)



- 取締役在任年数 3年 (本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 10,001株 (注⑨)
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 候補者とした理由

大西泰樹氏は、当社のリテールソリューション関連部門の責任者を歴任しております。また、現在は、当社の取締役専務執行役員として経営企画を担当するとともにリテール・ソリューション事業本部長を務めるなど、経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かして、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、取締役の候補者といたしました。

なお、同氏が取締役に選任された場合、代表取締役 社長執行役員 COOとして、経営戦略の執行・全社事業運営の統括等の役割を担っていただくとともに、全社業績・KPIマネジメントに対する責任を担っていただく予定です。

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社 入社
- 2012年10月 当社 システムソリューション事業本部東京支社東京専門店営業統括部長
- 2016年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部東京支社副支社長
- 2018年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部関西支社長
- 2019年6月 当社 執行役員
- 2020年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部商品・マーケティング統括部長
- 2021年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部副事業本部長
- 2022年4月 当社 常務執行役員
- 2022年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部長 (現在)
- 2023年6月 当社 取締役 (現在)
- 2025年6月 当社 専務執行役員、社長補佐、経営企画担当、指名委員会委員、報酬委員会委員 (現在)

候補者
番号

3

再任

たに
谷

なお
尚 史

(1964年8月19日生)



■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1987年4月 (株)東芝 入社
- 2015年4月 同社 社会インフラシステム社財務統括責任者
- 2017年7月 東芝インフラシステムズ(株) 取締役
- 2019年6月 (株)東芝 財務管理部長
- 2021年6月 同社 執行役常務、戦略委員会室バイスプレジデント
- 2022年6月 東芝プラントシステム(株) 取締役上席常務、社長補佐、
経理部長 兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長
- 2023年6月 当社 取締役、常務執行役員、財務統括責任者 (C F
O)、内部管理体制推進担当、財務部長 (現在)

- 取締役在任年数 3年 (本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 4,969株
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 候補者とした理由

谷尚史氏は、(株)東芝及び同社のグループ会社の役員、財務・経理部門の責任者等を歴任しております。また、現在は、当社の取締役常務執行役員・財務統括責任者として財務、内部管理体制推進を担当するなど、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。同氏は、これらの経験及び見識等を活かして、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

4

再任

み はら たか まさ
三 原 隆 正

(1967年8月14日生)



- 取締役在任年数 5年 (本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 一株
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1991年4月 (株)東芝 入社
- 2007年9月 東芝アジアパシフィック社 (シンガポール) 総務責任者
- 2010年6月 (株)東芝 人事・総務部労働企画担当グループ長
- 2016年7月 同社 人事・総務部人事企画担当グループ長
- 2020年4月 同社 人事・総務部人事企画第一室ゼネラルマネジャー
- 2020年8月 同社 人事・総務部ガバナンス組織推進プロジェクトチームゼネラルマネジャー
- 2021年4月 同社 執行役常務、人事・総務部バイスプレジデント
- 2021年4月 同社 人事・総務部担当 (現在)
- 2021年6月 同社 サステナビリティ推進部担当
- 2021年6月 当社 取締役 (現在)
- 2022年3月 (株)東芝 コーポレートコミュニケーション部担当
- 2022年6月 同社 執行役上席常務
- 2023年12月 同社 上席常務執行役員 (現在)
- 2024年6月 同社 法務・コンプライアンス部担当 (現在)
- 2026年4月 同社 内部監査部担当 (現在)

■ 候補者とした理由

三原隆正氏は、(株)東芝の執行役、人事・総務関連部門の責任者等を歴任しております。また、現在は、同社の上席常務執行役員として人事・総務、法務・コンプライアンス、内部監査を担当しつつ、当社の取締役も務めるなど、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かして、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、取締役の候補者といたしました。

候補者
番号

5

再任

社外取締役
候補者

独立役員

なが
永

はま
濱

みつ
光

ひろ
弘

(1953年10月24日生)



- 取締役在任年数 2年 (本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 一株
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 候補者としての理由及び期待される役割の概要

永濱光弘氏は、(株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) の取締役副頭取、みずほ証券(株)の取締役会長、米国みずほ証券の取締役会長等を歴任しております。また、現在は、当社の社外取締役として特別委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行に対する監督を行っており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かすとともに、引き続き特別委員会及び指名委員会の委員を務めることなどにより、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、社外取締役の候補者といたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1976年4月 (株)富士銀行 入行
- 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 米州非日系営業第二部長
- 2003年3月 同行 執行役員
- 2005年4月 同行 常務執行役員
- 2010年4月 同行 取締役副頭取 (2013年3月まで)
- 2013年4月 みずほ証券(株) 取締役会長
- 2013年4月 米国みずほ証券 取締役会長
- 2015年4月 みずほ証券(株) 常任顧問 (2020年3月まで)
- 2015年6月 アズビル(株) 社外監査役
- 2018年3月 (株)クラレ 社外監査役 (2026年3月まで)
- 2019年3月 東京建物(株) 社外取締役 (2021年3月まで)
- 2019年6月 アズビル(株) 社外取締役 (現在)
- 2020年6月 日本精工(株) 社外取締役 (2024年6月まで)
- 2024年6月 当社 社外取締役、特別委員会委員、指名委員会委員、報酬委員会委員 (現在)

候補者
番号

6

再任

社外取締役
候補者

独立役員

うめ は よし ひろ
梅 葉 芳 弘

(1955年3月15日生)



■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1977年4月 三菱化成工業(株) (現 三菱ケミカル(株)) 入社
- 2005年5月 同社 石化管理部長
- 2008年6月 同社 執行役員
- 2012年4月 同社 取締役、常務執行役員
- 2015年6月 (株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) 取締役監査委員
- 2016年6月 同社 取締役監査委員長 (2019年6月まで)
- 2020年4月 専修大学大学院経済学研究科 客員教授 (2025年3月まで)
- 2020年6月 当社 社外監査役
- 2024年6月 当社 社外取締役、特別委員会委員、指名委員会委員、報酬委員会委員 (現在)
- 2026年4月 開志専門職大学 非常勤講師 (現在)

- 取締役在任年数 2年 (本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 一株
- 取締役会出席率 (2025年度) 100% (16回/16回)

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

梅葉芳弘氏は、三菱化学(株) (現 三菱ケミカル(株)) の取締役常務執行役員、(株)三菱ケミカルホールディングス (現 三菱ケミカルグループ(株)) の取締役監査委員長、当社の社外監査役等を歴任しております。また、現在は、当社の社外取締役として特別委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めるなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行に対する監督を行っており、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。さらに、同氏は、専修大学大学院経済学研究科の客員教授としての経験も有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かすとともに、引き続き特別委員会及び報酬委員会の委員を務めることなどにより、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、社外取締役の候補者といたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

候補者
番号

7

新任

社外取締役
候補者

独立役員

おお さわ かな こ
大 澤 加奈子

(1970年12月22日生)



■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録、梶谷総合法律事務所 入所（現在）
- 2005年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
- 2015年6月 リンテック(株) 社外取締役（監査等委員）（現在）
- 2021年6月 TPR(株) 社外取締役（現在）
- 2022年3月 大塚ホールディングス(株) 社外監査役（現在）
- 2022年6月 当社 社外監査役（現在）
- 2023年5月 事業再生研究機構 常務理事（現在）

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤加奈子氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。また、現在は、当社の社外監査役として独立した客観的立場から当社の業務執行に対する監査等を行うとともに、他の上場会社の社外取締役及び社外監査役を務めており、社外役員としての豊富な経験も有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かすとともに、特別委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めることなどにより、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、社外取締役の候補者いたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

候補者
番号

8

新任

社外取締役
候補者

独立役員

やま な けん いち
山 名 賢 一

(1962年1月4日生)



■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

- 1986年4月 日本精工(株) 入社
- 2013年6月 同社 財務本部連結会計部長
- 2015年6月 同社 執行役
- 2018年4月 同社 執行役常務
- 2021年4月 同社 理事
- 2021年6月 同社 取締役 (現在)
- 2021年6月 同社 監査委員会委員
- 2025年6月 同社 取締役会議長 (現在)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

山名賢一氏は、日本精工(株)の取締役、監査委員会委員、執行役常務、財務・会計部門長に加え、アセアン地域の総支配人等を歴任するとともに、現在は、同社の取締役会議長を務めるなど、国際的な事業経験を含む経営者としての豊富な経験及び高い見識等を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かすとともに、特別委員会、指名委員会及び報酬委員会の委員を務めることなどにより、独立した客観的な立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を果たすことが期待できることから、社外取締役の候補者といたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

- (注) ①大澤加奈子氏の戸籍上の氏名は、小池加奈子であります。
- ②各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ③「略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社（㈱東芝）及びその子会社における候補者の地位及び担当を含めて記載しております。
- ④当社は、永濱光弘氏及び梅葉芳弘氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、本総会において各氏が社外取締役役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- ⑤大澤加奈子氏は、現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたします。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。当社は、同氏との間で、社外監査役としての会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥当社は、本総会において大澤加奈子氏及び山名賢一氏が社外取締役役に選任された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- ⑦当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において各候補者が取締役役に選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更改時には、概ね同内容での更改を予定しております。
- ⑧当社は、永濱光弘氏、梅葉芳弘氏及び大澤加奈子氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において各氏が社外取締役役に再任された場合、各氏は独立役員を継続する予定であります。また、当社は、本総会において山名賢一氏が社外取締役役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ⑨大西泰樹氏は、当社の株式報酬型新株予約権を別途所有しております。

第3号議案 ▶ 監査役1名選任の件

監査役 大澤加奈子氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新任

社外監査役
候補者

独立役員

い ざわ より こ
井 澤 依 子

(1967年6月6日生)



■ 略歴、地位、重要な兼職の状況

- 1990年4月 社団法人日本能率協会（現 一般社団法人日本能率協会）入所
- 1997年10月 中央監査法人 入所
- 2001年4月 公認会計士登録（現在）
- 2007年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2014年7月 EY新日本有限責任監査法人 パートナー就任
- 2025年6月 同法人 パートナー退任
- 2025年7月 公認会計士井澤依子事務所 開設（現在）

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 候補者とした理由

井澤依子氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として高い倫理性・独立性を有するとともに、財務会計及び監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識を活かして、独立した客観的立場から、当社の業務執行に対する適切な監査等を果たすことが期待できることから、社外監査役の候補者といたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

(注) ①井澤依子氏の戸籍上の氏名は、水崎依子であります。

②井澤依子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

③当社は、本総会において井澤依子氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

④当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において井澤依子氏が社外監査役に選任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更改時には、概ね同内容での更改を予定しております。

⑤当社は、本総会において井澤依子氏が社外監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の嵯峨谷巖氏の選任の有効期間が満了しますので、改めて、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

再任

社外監査役の
補欠監査役候補者

さ が や
嵯 峨 谷

つよし
巖

(1973年9月6日生)



■ 略歴、地位、重要な兼職の状況

- 2001年10月 弁護士登録（現在）
- 2001年10月 ときわ総合法律事務所 入所
- 2004年1月 弁護士法人大江橋法律事務所 入所
- 2007年10月 ときわ法律事務所 入所
- 2010年1月 嵯峨谷法律事務所開設、同事務所 所長（現在）
- 2016年6月 当社 社外監査役の補欠監査役（現在）
- 2020年2月 ㈱サクシード 社外監査役（現在）

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 候補者とした理由

嵯峨谷巖氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験及び高い見識等を有するとともに、現在は、他の上場会社の社外監査役を務めており、監査役としての豊富な監査経験を有しております。

同氏は、これらの経験及び見識等を活かして、独立した客観的立場から、当社の業務執行に対する適切な監査等を果たすことが期待できることから、社外監査役の補欠監査役の候補者いたしました。

なお、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしております。

(注) ①嵯峨谷巖氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

②当社は、本総会において嵯峨谷巖氏が社外監査役の補欠監査役に再任され、かつ同氏が実際に社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

③当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。本総会において嵯峨谷巖氏が社外監査役の補欠監査役に再任され、かつ同氏が実際に社外監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更改時には、概ね同内容での更改を予定しております。

④当社は、本総会において嵯峨谷巖氏が社外監査役の補欠監査役に再任され、かつ同氏が実際に社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役及び監査役の主な専門性・経験分野 (スキルマトリックス)

本総会において第2号及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各役員の主な専門性・経験分野は、次のとおりであります。

氏名	性別	地位	主な専門性・経験分野					就任予定の委員会 (★は委員長)				
			企業経営	リスク・ コンプライ アンス	会計・監査	グローバル 経験	ITテクノロ ジー・DX	特別 委員会	指名 委員会	報酬 委員会		
取 締 役	錦 織 弘 信	男性	代表取締役 会長執行役員 CEO	●	●		●	●		●	●	
	大 西 泰 樹	男性	代表取締役 社長執行役員 COO	●	●			●		●	●	
	谷 尚 史	男性	取締役 常務執行役員	●		●	●					
	三 原 隆 正	男性	取締役	●	●		●					
	永 濱 光 弘	男性	社外取締役	●		●	●		★	★		
	梅 葉 芳 弘	男性	社外取締役	●		●	●		●		★	
	大 澤 加 奈 子	女性	社外取締役		●	●	●		●	●	●	
	山 名 賢 一	男性	社外取締役	●		●	●		●	●	●	
	監 査 役	坂 本 一 郎	男性	監査役		●	●	●				
		島 野 俊 介	男性	監査役	●		●	●				
河 邦 雄		男性	社外監査役	●	●	●						
井 澤 依 子		女性	社外監査役			●						

(注) 上記は、各役員が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

取締役会は、上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
2. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
3. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、当該他社または当社の連結売上高の2%を超える場合。
4. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人であった場合。
5. 当該社外役員が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外役員が所属する団体が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
6. 当該社外役員が、現在もしくは過去3年間において業務を執行する役員もしくは使用人として在籍していた法人、または本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
7. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
8. 当該社外役員が、現在または過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在または過去3年間に代表社員、社員または使用人であった場合。

注：社外取締役及び社外監査役を総称して「社外役員」という。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の関税措置等の影響により米国を中心に各国の市況の不透明感が高まったことに加え、継続する物価上昇、地政学的リスク等の影響もあって、依然として景気の先行きを見通せない厳しい状況が続きました。

このような状況下で、当社グループは、「社会課題の解決に貢献する新たな価値を共創によって生み出し、グローバルトップのソリューションパートナーへ」の基本方針の下で、持続的な成長の実現に向けて、基盤事業の収益力強化、成長事業の領域拡大、経営変革・人財強化・サステナビリティ強化等の施策に取り組み、グローバルトップのソリューションパートナーを目指して社会課題解決への貢献に努めてまいりました。

売上高については、第2四半期までは大幅な減収となったものの、第3四半期以降は、国内市場向けPOSシステムの売上が前年同期に比べ大幅に増加したことに加えて、米国関税措置に伴う各国の市況悪化や顧客の投資時期の遅れの影響に改善が見られたことにより、海外市場向けPOSシステム及び複合機の売上が前年同期並みまで改善したことから、5,692億65百万円（前連結会計年度比1%減）となりました。

損益については、第3四半期以降、国内市場向けPOSシステムの利益が前年同期に比べ増加したことに加えて、海外市場向けPOSシステム及び複合機の損益も、顧客の投資意欲に改善が見られたこと、米国関税措置による悪化影響を概ねリカバリーできたこと、及び製品価格の改定や生産拠点の最適化等の施策の効果が増加したことなどにより、前年同期を上回る水準まで改善したことから、第3四半期以降の営業利益及び経常利益は、いずれも前年同期を上回る結果となりました。特に、第4四半期の営業利益及び経常利益は、これまでに取り組んできた各種施策が奏功したことなどから、前年同期に比べ大幅に改善いたしました。しかしながら、米国関税措置に伴う第2四半期までの損益悪化を完全に補うには至らず、通期の損益については、営業利益は143億36百万円（前連結会計年度比29%減）、経常利益は106億8百万円（前連結会計年度比42%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失については、エトリア(株)が当社の元子会社であり現在はエトリア(株)の子会社である Toshiba Tec Information Systems (Shenzhen) の事業規模縮小を決定したことに伴う経済補償金負担引当金繰入額や、投資有価証券の減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上したことなどから、22億85百万円（前連結会計年度は299億37百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、当事業年度に係る期末配当については、上記の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、前事業年度の期末配当に比べ5円減配して1株当たり20円とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご了承賜りたいと存じます。

事業報告

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		当連結会計年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
リテールソリューション	346,733	59	347,641	60	908	0
ワークプレイスソリューション	237,352	41	227,758	40	△9,593	△4
計	584,085	100	575,400	100	△8,685	△2
消 去	△7,062	—	△ 6,134	—	927	—
合 計	577,023	—	569,265	—	△7,757	△1

(注) ①上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

②当連結会計年度より、従来「ワークプレイスソリューション事業」に含めておりました国内市場向け複合機に関する事業を「リテールソリューション事業」に移管しております。

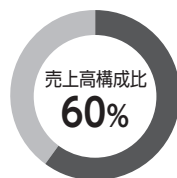
なお、前連結会計年度の事業別売上高及び構成比は、当連結会計年度の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

リテールソリューション事業

売上高 **3,476億円** 前連結会計年度比**0.3%**増

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・製造・販売・保守サービス



売上高 (億円)



国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等を取り扱っているリテールソリューション事業は、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、グローバルリテールプラットフォーム「ELERA」、生成AI活用サービス及び戦略的パートナーシップによる高付加価値のソリューションビジネスの拡大、リカーリングビジネスの強化、当社の機器だけでなく他社のIT機器をカバーするマルチベンダー保守サービスの拡充等に取り組んでまいりました。

国内市場向けPOSシステムは、セルフレジ、スマートレシート、決済端末等の拡販に注力するとともに、製品価格や保守サービス価格の改定等の施策に取り組んだことなどから、売上は増加いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、第3四半期以降、米国関税措置に伴う各国の市況悪化や顧客の投資時期の遅れの影響に改善が見られたことにより、第3四半期以降の売上は前年同期並みまで改善しましたが、第2四半期までの米州を中心とするハードウェアの販売減少が大きかったことや、為替の影響もあって、通期では売上は減少いたしました。

国内市場向け複合機は、顧客の買い控え等により販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

国内市場向けオートIDシステムは、ラベルプリンタ全体の販売台数は減少しましたが、製品価格改定等の施策に取り組んだことにより、売上は前連結会計年度並みとなりました。

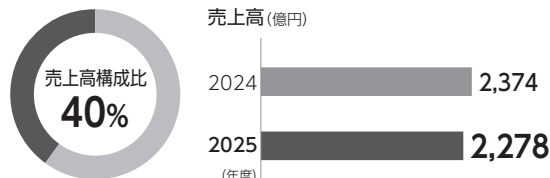
この結果、リテールソリューション事業の売上高は、3,476億41百万円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。また、同事業の損益については、機種構成の改善等による国内市場向けPOSシステムの増益、保守サービス価格の改定等による国内市場向け複合機の損益改善に加え、第3四半期以降の海外市場向けPOSシステムの損益改善により、第3四半期以降の営業利益は前年同期に比べ増加しましたが、米国関税措置に伴う第2四半期までの損益悪化の影響により、通期の営業利益は76億30百万円（前連結会計年度比4%減）となりました。

ワークプレイスソリューション事業

売上高 **2,278億円** 前連結会計年度比 **4%減**

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・販売・保守サービス



海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等を取り扱っているワークプレイスソリューション事業は、働き方改革・オフィスのDX推進による印刷量の減少、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、基盤事業である複合機の収益力強化に注力するとともに、成長領域であるオフィスソリューション及びオートID事業の拡大に取り組んでまいりました。

海外市場向け複合機は、第3四半期以降に製品価格改定の効果が増加してきたものの、米国関税措置の影響や前連結会計年度に製品供給量の回復による販売の一時的な増加があったことの反動等により、米州を中心に販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、前連結会計年度の大型案件受注の反動により米州で販売が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

この結果、ワークプレイスソリューション事業の売上高は、2,277億58百万円（前連結会計年度比4%減）となりました。また、同事業の損益については、製品価格の改定や生産拠点の最適化等の施策の効果が第3四半期以降に増加したことなどから、第3四半期以降の営業利益は前年同期に比べ増加しましたが、米国関税措置に伴う第2四半期までの損益悪化を補うには至らず、米州を中心に利益が減少したことから、通期の営業利益は67億6百万円（前連結会計年度比46%減）となりました。なお、前連結会計年度と比べ大幅に営業利益が減少したその他の要因として、2024年7月に当社グループの複合機及びオートIDシステムの開発及び製造に関する事業をエトリア(株)に承継させるに当たり、前連結会計年度に複合機の生産数量が一時的に増加した影響で、工場の稼働率が一時的に高まっていたことなども挙げられます。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグ等のデータを取り込み、内容を識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は、96億18百万円（前連結会計年度比30%減）であります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充

POSシステム等の新製品の金型。

③ 重要な設備の売却、撤去、滅失等

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資等については主に自己資金を充当し、必要に応じて金融機関等からの資金調達を実施しておりますが、当連結会計年度中に増資及び社債発行等による資金調達は行っておりません。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

						当連結会計年度 (2026年3月31日)
コ	ミ	ツ	メ	ト	ラ	総
借	入	入	入	入	イ	額
					ン	10,000
					の	百万円
					の	
					総	—
					額	
					高	
					高	10,000
					高	百万円

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、緊迫化する国際情勢を背景に景気の不透明感が一段と高まるとともに、物価動向や各国の政策動向など不確実要因も多く、先行きを見通せない厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下で、当社グループは、「社会課題の解決に貢献する新たな価値を共創によって生み出し、グローバルトップのソリューションパートナーへ」の基本方針の下で、ソリューションカンパニーへの変革をNext Stageへと進めてまいります。

その一環として、コスト構造の最適化を通じた損益分岐点の引き下げを図り、急激な環境変化への対応力を高めることを目的に、経営体質の改善に継続的に取り組んでまいります。あわせて、持続的な成長の実現に向け、各種施策の着実な実行にグループ一丸となって取り組んでまいります。

また、当社が有するグローバルな顧客基盤や営業・保守体制といったフィジカルアセットを活用し、パートナーとの共創によるエコシステムの構築を通じて、付加価値の高いソリューション提案を推進することで、社会課題の解決に貢献するとともに、企業価値向上を目指してまいります。

2027年3月期（次期）における各報告セグメントの主要施策は、次のとおりであります。

・リテールソリューション事業

主力事業であるPOSシステムの顧客である流通小売業においては、消費者の購買行動の多様化への対応、生産性向上のためのDX対応、人手不足に対する省人化・自動化対応に加え、店舗内メディアを活用した販売促進、廃棄ロス・販売機会ロスの削減、環境負荷の低減など、多様な社会課題を同時に解決するソリューションへのニーズが一層高まっております。

このような事業環境の中、国内リテールソリューション事業は、大型案件の導入が本格化することなどから、POSシステムの需要は引き続き堅調に推移する見通しです。一方、海外リテールソリューション事業については、2025年度に米国関税措置の影響等から慎重であった顧客の投資意欲に一部持ち直しの動きが見られるものの、半導体及び石油価格の高騰によるコスト増加リスクや、価格改定に伴う需要環境の不透明感が残っております。世界経済の不確実性を踏まえ、顧客の投資動向については引き続き注視してまいります。

当社は、グローバルリテールプラットフォーム「ELERA」を活用したソリューションサービスの展開を通じて、店舗運用、販売促進、データ利活用を包括したソリューションの提供を強化してまいります。これにより、顧客との継続的な関係性を深化させるとともに、収益性の向上を図ってまいります。

・ワークプレイスソリューション事業

主力事業であるオフィス向けプリンティング市場は、ペーパーレス化の進展を背景に、世界市場全体では今後も緩やかな減少傾向が続くと見込まれます。一方で、リモートワークやハイブリッドワークの定着を背景に、オフィスや現場における業務プロセス全体のデジタル化、業務効率化、セキュリティ強化といった新たなニーズが顕在化しております。

事業報告

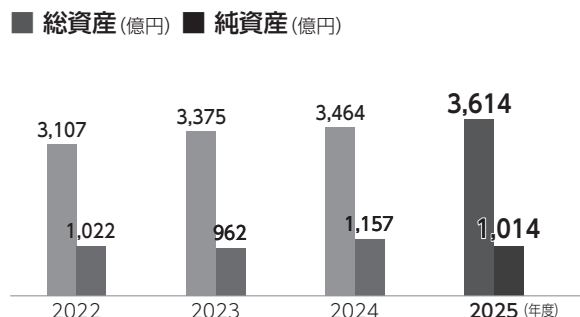
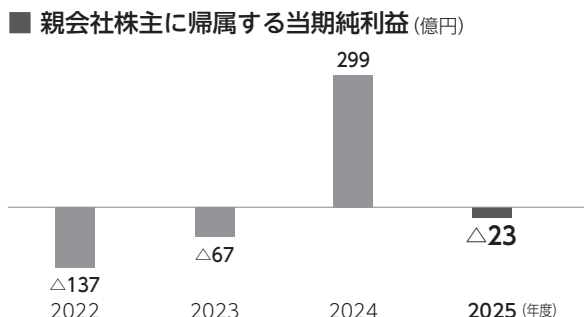
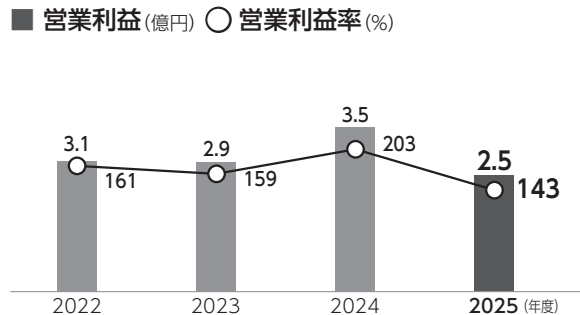
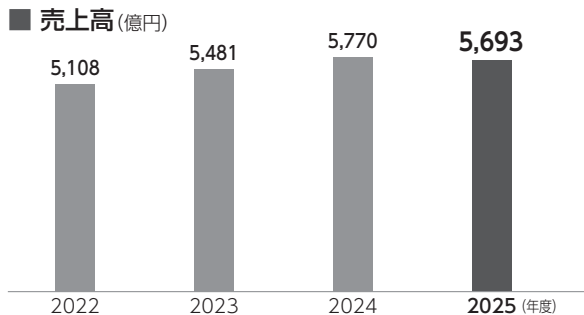
このような事業環境の中、ワークプレイスソリューション事業においては、米国関税対策として実施した価格改定の効果が顕在化しつつあるものの、半導体及び石油価格の高騰によるコスト増加のリスクや、それに対する価格改定に伴う需要環境の不透明感を踏まえ、需要動向を慎重に見極めながら事業運営を進めてまいります。

当社は、(株)リコー及び沖電気工業(株)との合併会社であるエトリア(株)との連携を通じて、製品競争力の強化と開発・供給体制の最適化を進めるとともに、ソリューション事業への構造転換を加速させてまいります。これにより、収益性の向上と事業基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2022年度 第98期	2023年度 第99期	2024年度 第100期	2025年度 第101期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	510,767	548,135	577,023	569,265
営業利益 (百万円)	16,078	15,854	20,251	14,336
営業利益率 (%)	3.1	2.9	3.5	2.5
経常利益 (百万円)	13,149	11,004	18,344	10,608
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	△13,745	△6,707	29,937	△2,285
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△248.37	△123.92	565.44	△43.13
総資産 (百万円)	310,692	337,509	346,371	361,435
純資産 (百万円)	102,206	96,236	115,685	101,375



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

- ・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する議決権比率 (%)	
(株) 東 芝	201,449百万円	直接 間接	50.3 0.1

- ・親会社との取引に関する事項

当社と同社との間に事業活動上の重要な取引はありません。

なお、親会社の親会社としてTBJH(株)及びTBJホールディングス(株)が存在しますが、当社とこれらの2社との間に事業活動上の重要な取引はありません。

- ・親会社グループにおける当社の位置付け

当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売等の事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動等、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

- ・親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は62社（前連結会計年度末62社）であります。

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソリューション社	307,673千米ドル	50.1	ワークプレイスソリューション事業	米国
東芝グローバルコマースソリューション社	360,000千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東芝テックソリューションサービス(株)	100百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝テックドイツ画像情報システム社	11,000千ユーロ	100.0	ワークプレイスソリューション事業	ドイツ
東芝テックシンガポール社	40,000千シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール
東芝テックフランス画像情報システム社	41,515千ユーロ	100.0	ワークプレイスソリューション事業	フランス
東芝テックビジネスソリューション中国社	10,000千米ドル	95.7	ワークプレイスソリューション事業	中国

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社	689,087千メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
東芝グローバルコマースソリューション・オランダ社	18千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
テックインドネシア社	2,000千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
東芝オーストラリア社	27,050千オーストラリアドル	100.0	ワークプレイスソリューション事業	オーストラリア
東芝テック英国画像情報システム社	26,117千スターリングポンド	100.0	ワークプレイスソリューション事業	英国
テックインフォメーションシステムズ(株)	100百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
東芝グローバルコマースソリューション・イタリア社	115千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	イタリア
東芝グローバルコマースソリューション・スペイン社	8千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	スペイン
東芝テックカナダビジネスソリューション社	16,700千カナダドル	100.0	ワークプレイスソリューション事業	カナダ
東芝テックマレーシア社	20,000千リンギット	* 100.0	ワークプレイスソリューション事業	マレーシア
東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)	100百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

(注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。

②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

区分	名称、所在地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開 発 ・ 製 造 拠 点	静岡事業所 (三島市、伊豆の国市)
販 売 拠 点 等	TEC 01 SIGHT (東京都港区)、東北支社 (仙台市)、関信越支社 (さいたま市)、東京支社 (東京都品川区)、中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)、中四国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市)、他45支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
リテールソリューション	9,218	△270 (減)
ワークプレイスソリューション	5,252	△120 (減)
当社本社部門	608	△41 (減)
合 計	15,078	△431 (減)

(注) 1. 従業員数は、就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。

2. 前連結会計年度末比は、前連結会計年度の数値をセグメント変更後の区分に組み替えて比較しております。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 三 井 住 友 銀 行	8,450 百万円
み ず ほ 東 芝 リ ー ス (株)	3,813 百万円
三井住友ファイナンス&リース(株)	1,917 百万円

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

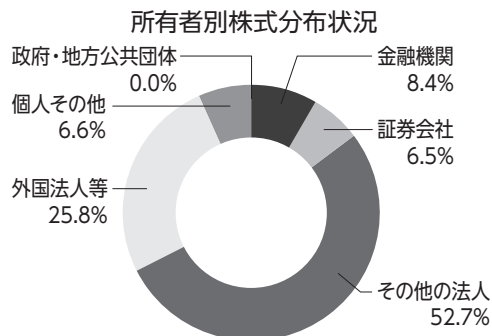
200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

52,987,748株 (自己株式4,641,392株を除く)

(3) 株主数

9,368名



(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
(株) 東 芝	26,605	50.2
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,198	6.0
モルガン・スタンレー証券(株)	2,939	5.5
ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー 510312	1,411	2.7
ステートストリートバンクアンドトラスト カンパニー 510311	1,075	2.0
(株) デジタルガレージ	1,009	1.9
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	866	1.6
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	765	1.4
東芝テック社員持株会	760	1.4
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	674	1.3

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として取締役及び執行役員に交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
業 務 執 行 取 締 役	20,535	6
執 行 役 員 (取締役兼務者を除く)	13,149	10

(注) ①業務執行取締役及び執行役員（取締役兼務者を除く）には、いずれも交付時点で退任していた者が含まれます。

②業務執行取締役以外の取締役及び監査役には、職務執行の対価として株式を交付していません。

(6) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる 株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第12回株式報酬型新株予約権 (2019年7月23日)	2019年7月24日から 2049年7月23日まで	4	800	3,101	1

(注) 上記の新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	業務執行取締役		執行役員（取締役兼務者を除く）	
	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)
第12回株式報酬型新株予約権	4	1	—	—

(注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	錦 織 弘 信	社長執行役員 指名委員会委員、報酬委員会委員
取 締 役	大 西 泰 樹	専務執行役員、社長補佐、経営企画担当、リテール・ソリューション事業本部長 指名委員会委員、報酬委員会委員
取 締 役	湯 沢 正 志	常務執行役員、社長補佐、新規事業担当、全社海外事業責任者
取 締 役	谷 尚 史	常務執行役員、財務統括責任者（CFO）、内部管理体制推進担当、財務部長
取 締 役	三 原 隆 正	(株)東芝 上席常務執行役員、法務・コンプライアンス部担当、人事・総務部担当
社外取締役	桑 原 道 夫	特別委員会委員長、指名委員会委員長 片倉工業(株) 社外取締役
社外取締役	青 木 美 保	報酬委員会委員長、特別委員会委員 ロジスティード(株) 社外取締役（監査等委員長）
社外取締役	梅 葉 芳 弘	特別委員会委員、指名委員会委員、報酬委員会委員
社外取締役	永 濱 光 弘	特別委員会委員、指名委員会委員、報酬委員会委員 アズビル(株) 社外取締役
監 査 役	坂 本 一 郎	（常勤）
監 査 役	島 野 俊 介	（常勤）
社外監査役	大 澤 加 奈 子	リンテック(株) 社外取締役（監査等委員） T P R(株) 社外取締役 大塚ホールディングス(株) 社外監査役 事業再生研究機構 常務理事
社外監査役	河 邦 雄	(株)N S D 社外監査役

(注) ①2025年6月23日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって、取締役 内山昌巳氏、同 武井純一氏及び監査役 山口直大氏は、任期満了により退任いたしました。

②監査役 島野俊介氏は、第100期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

③監査役 坂本一郎氏は、(株)東芝及び同社のグループ会社の経理・財務に関する業務に長年に亘り従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 島野俊介氏は、当社及び当社のグループ会社の経理・財務に関する業務に長年に亘り従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

④社外取締役 桑原道夫氏、同 青木美保氏、同 永濱光弘氏、社外監査役 大澤加奈子氏及び同 河邦雄氏の重要な兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。

⑤当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 青木美保氏、同 梅葉芳弘氏、同 永濱光弘氏、社外監査役 大澤加奈子氏及び同 河邦雄氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑥2026年4月1日付にて、次のとおり担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	三原 隆 正	(株)東芝 上席常務執行役員、法務・コンプライアンス部担当、人事・総務部担当、内部監査部担当
社外取締役	青木 美 保	報酬委員会委員長、特別委員会委員 ロジスティードホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）
社外取締役	梅 葉 芳 弘	特別委員会委員、指名委員会委員、報酬委員会委員 開志専門職大学 非常勤講師

⑦当社は、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員の員数は14名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、常務執行役員 下川司郎氏、執行役員 千代豊氏、同 平和樹氏、同 Rance M. Poehler氏、同 梶原真理子氏、同 鈴木敏光氏及び同 石川尚氏、同 弓削慎太郎氏、同 松本聡氏、同 池田裕一氏の10名となっております。また、2026年4月1日付にて、平井修氏が執行役員に新たに就任し、執行役員の員数は15名となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 青木美保氏、同 梅葉芳弘氏、同 永濱光弘氏、社外監査役 大澤加奈子氏及び同 河邦雄氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに当社の国内及び海外子会社の役員及び管理職従業員の一部であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為または被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害を填補の対象から除くこととするなど、一定の免責事由を定めております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、報酬委員会の審議を経た上で、取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

ア. 取締役の個人別報酬の決定に関する基本方針

取締役に対する報酬は、優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させること、及び中長期的な企業価値の向上を図ることを主眼に決定することを基本方針とする。

イ. 報酬水準

当社の発展を担う優秀な経営人材を確保・維持できる報酬水準とする。具体的決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案する。なお、報酬水準は、経営環境の変化等に応じて、適時・適切に見直すものとする。

ウ. 業務執行取締役の報酬

- ・業務執行取締役に対する報酬は、役位に応じた固定報酬及び業績連動報酬とし、両報酬ともに金銭及び株式により支給する。
- ・業績連動報酬は、業績評価期間（原則として1事業年度）の業績指標の達成度合いに応じて支給額を決定し、役位に応じて設定した割合により、金銭及び株式により支給する。
- ・株式として支給する報酬は、譲渡制限付株式報酬（固定報酬）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬（業績連動報酬）とし、退任時までの譲渡制限を付すことにより、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを有効に機能させるものとする。
- ・国内非居住者については、法令その他の事情を勘案し、株式に代えて仮想株式（ファントム・ストック）を付与し、それに一定期間経過後の株価を乗じた額の金銭を支給することができる。

エ. 社外取締役の報酬

社外取締役に対する報酬は、金銭による固定報酬とする。

オ. 報酬の種類別の割合

固定報酬（金銭）、譲渡制限付株式報酬、業績連動報酬（金銭）、業績連動型譲渡制限付株式報酬の割合は、当社が目標とする一定の業績が達成された場合、代表取締役社長において、概ね50：8：17：25を目安とする。代表取締役社長以外の業務執行取締役については、代表取締役社長と比べ、固定報酬（金銭）の割合をやや高めに設定する。

カ. その他

- ・取締役の個人別の報酬等は、取締役会において決定するものとし、取締役その他の第三者への委任は行わない。
- ・取締役の個人別報酬の算定方法、報酬額または株数等は、報酬委員会の審議を経た上で、同委員会の審議結果を尊重することを前提として、取締役会において決定する。

事業報告

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき、当該報酬等の内容の妥当性等について複数回に亘り審議を行うとともに、同委員会の委員長が、当該審議結果について取締役会に答申しており、取締役会は、同委員会の審議結果を尊重することを前提として、当該報酬等の内容を決定しております。したがって、取締役会は、当該報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬に関する事項

監査役に対する報酬は、金銭による固定報酬とし、その額は監査役の協議により決定いたします。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 当社は、2022年6月27日開催の第97期定時株主総会決議により、取締役の金銭報酬の総額は年額400百万円以内（内、社外取締役100百万円以内）と定めております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内、社外取締役4名）であります。

イ. 当社は、2020年6月26日開催の第95期定時株主総会決議により、上記の報酬枠とは別に、業務執行取締役に對して、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度を導入しており、当該制度に基づき業務執行取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬については年額30百万円以内、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年額100百万円以内とし、合計年額130百万円以内と定めるとともに、当該制度に基づき業務執行取締役に對して発行または処分する当社の普通株式の総数は、譲渡制限付株式報酬については年14,000株以内、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年46,000株以内とし、合計年60,000株以内と定めております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（内、社外取締役4名）であり、業務執行取締役の員数は7名であります。

ウ. 当社は、2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議により、監査役の金銭報酬の総額は年額110百万円以内と定めております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬等		譲渡制限付 株式報酬	
			業績連動報酬	業績連動型 譲渡制限付 株式報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	207	126	27	33	19	6
社外取締役	46	46	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	45	45	—	—	—	3
社外監査役	18	18	—	—	—	2

(注) ①取締役 (社外取締役を除く) については、当事業年度末現在の取締役5名と当事業年度中に退任した取締役2名とを合わせ、このうち、無報酬の非業務執行取締役1名を除いて表示しております。

②監査役 (社外監査役を除く) については、当事業年度末現在の監査役2名と当事業年度中に退任した監査役1名を合わせて表示しております。

③業務執行取締役に対して、業績連動報酬等として業績連動報酬 (金銭) 及び業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

業績連動報酬等の額または数の算定の基礎とする業績指標は、収益性及び資産効率等の定量的指標並びに将来の事業達成に繋がる取り組み等の定性的指標を組み合わせることとしており、当連結会計年度においては、当社が経営指標として重視している営業利益率 (ROS)、営業利益及びキャッシュ・フロー等を定量的指標として採用しております。なお、業績連動報酬等の算定の基礎とする主要な定量的指標の当連結会計年度の実績は、営業利益率 (ROS) は2.5%、営業利益は143億36百万円、営業活動によるキャッシュ・フローはプラス42億96百万円となりました。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、次のとおりであります。

・業績連動報酬 (金銭)

業績評価期間 (原則として1事業年度) の業績指標の達成度合いに応じた係数に、役位別に定められた基準額を乗じた額といたします。

・業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動報酬 (金銭) の額に、役位別に定められた株式報酬比率を乗じた額を、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として業務執行取締役に特に有利にならない金額で割った数といたします

④業務執行取締役に対して、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

業務執行取締役は、当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込むことで、当社の普通株式について発行または処分を受けることとし、当社の普通株式の発行または処分に当たってのその1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

業務執行取締役に当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当てるに当たっては、当社と業務執行取締役との間で、(ア)一定期間、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、(イ)一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	桑原 道夫	<p>主に企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識等を活かし、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を行っております。</p> <p>当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、特別委員会の委員長として当事業年度に開催した同委員会1回の全て（100％）に出席し、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為の実施の是非等について審議し、取締役会に答申しております。また、指名委員会の委員長として当事業年度に開催した指名委員会8回の全て（100％）に出席し、取締役及び監査役候補者の指名等について審議し、取締役会に答申しております。</p>
社外取締役	青木 美保	<p>主に企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識等を活かし、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を行っております。</p> <p>当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、特別委員会の委員として当事業年度に開催した同委員会1回の全て（100％）に出席し、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為の実施の是非等について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会の委員長として当事業年度に開催した報酬委員会6回の全て（100％）に出席し、取締役及び執行役員の報酬等について審議し、取締役会に答申しております。</p>
社外取締役	梅葉 芳弘	<p>主に企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識等を活かし、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を行っております。</p> <p>当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、特別委員会の委員として当事業年度に開催した同委員会1回の全て（100％）に出席し、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為の実施の是非等について審議し、取締役会に答申しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として当事業年度に開催した指名委員会8回及び報酬委員会6回の全て（100％）に出席し、取締役及び監査役候補者の指名、取締役及び執行役員の報酬等について審議し、取締役会に答申しております。</p>

地位	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	永濱光弘	主に企業経営者として培われた豊富な経験及び高い見識等を活かし、独立した客観的立場から、当社の企業価値向上に向けた戦略的意思決定と、業務執行に対する適切な監督を行っております。 当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、特別委員会の委員として当事業年度に開催した同委員会1回の全て（100％）に出席し、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為の実施の是非等について審議し、取締役会に答申しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として当事業年度に開催した指名委員会8回及び報酬委員会6回の全て（100％）に出席し、取締役及び監査役候補者の指名、取締役及び執行役員の報酬等について審議し、取締役会に答申しております。

② 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	大澤加奈子	当事業年度に開催した取締役会16回及び監査役会13回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性等を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	河邦雄	当事業年度に開催した取締役会16回及び監査役会13回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性等を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
当社の会計監査人としての報酬等の額	136
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、リスクの認識及び監査手法等の評価を行い、また、社内関係部門から必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、全ての海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針（2026年3月31日現在）

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社グループの業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
- イ. 取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
- ウ. 取締役会は、内部監査部門長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、定期的に取り締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、内部監査部門長から内部監査結果の報告を受ける。
- オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- ⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ **監査役への報告に関する体制**
ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ⑩ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- ⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑫ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
ウ. 内部監査部門長は、期初に内部監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、内部監査結果を監査役に都度報告する。

事業報告

- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、内部監査部門長の独立性確保に留意し、内部監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした内部監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

① 取締役会の活動状況

取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会規則に定める経営の基本方針及び重要な事項について審議・決定するとともに、業務執行取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を定期的に受けることなどにより、業務執行取締役及び執行役員の職務執行を適切に監督しております。

取締役会は、取締役会規則に基づき、原則として月1回の頻度で定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて機動的に臨時の取締役会を開催しており、当事業年度においては16回開催いたしました。

また、社外役員で構成する連絡会を定期的かつ必要に応じて開催しており、当該連絡会において、原則、取締役会の前日までに、社外役員に対し取締役会議案等について事前説明を行うことにより、取締役会における審議の活性化を図っております。

② 各委員会の活動状況

ア. 特別委員会

特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為の実施の是非等について審議し、当該審議結果を取締役に答申いたしました。

イ. 指名委員会

指名委員会は、取締役会の諮問に基づき、次の事項について審議し、当該審議結果を取締役に答申いたしました。

- ・取締役及び監査役候補者の指名（候補者との面談の実施を含む）
- ・代表取締役等の選定

ウ. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、次の事項について審議し、当該審議結果を取締役に答申いたしました。

- ・2025年度の実績に基づく取締役及び執行役員の固定報酬
- ・2024年度の実績評価に基づく、2025年度の業務執行取締役及び執行役員の業績連動報酬

③ 監査役・監査役会の活動状況

監査役は、取締役の職務執行状況の監査を行うため、定期的にと取締役に対しヒアリングを行い、内部監査部門長及び会計監査人から都度報告を受けるとともに、重要な法令違反や経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について取締役等から報告を受けるための体制を整備し、個別事案に関しては、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。また、監査役は、取締役会に出席し、意思決定の適正性等を確保するための発言を適宜行っております。

上記活動に加え、常勤の監査役は、経営会議等の重要な会議への出席、主要部門及び子会社に対する定期的なヒアリング、決裁書類の閲覧等、社内の情報収集に努めております。

監査役会は、法令に定める事項について審議・決定するとともに、監査役会規則等に基づき、監査役相互に情報を共有し、監査に関する重要な事項について監査役から報告を受け、当該事項について協議または決定しております。

監査役会は、監査役会規則に基づき、原則として月1回の頻度で定例の監査役会を開催するとともに、必要に応じて機動的に臨時の監査役会を開催しており、当事業年度においては13回開催いたしました。

なお、監査役会において検討した主な事項は、次のとおりであります。

- ・ 監査の方針及び監査計画
- ・ 業務執行における適法性、妥当性
- ・ 内部統制の構築・運用状況（以下の事項を重点的に検討）
 - － 各組織・子会社における内部管理体制
 - － リスク・コンプライアンス体制
 - － グローバル経営管理
 - － コンプライアンス意識の定着
- ・ 会計監査人の監査の適正性

④ リスク・コンプライアンス委員会等の開催状況

「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンスマネジメントの最高責任者は取締役社長が務め、CROは取締役社長が任命しております。CROは、当該規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等（以下、施策等という。）を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。

取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスク検討会等において、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

⑤ 内部通報制度の整備状況等

当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所等を窓口とする内部通報制度、並びに総務部門を窓口とするハラスメント相談制度（以下、これらの制度を合わせて通報制度という。）を設置するとともに、通報制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、これらの通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による通報制度の利用を促進するため、社内のイントラネット等で通報制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。

当事業年度においては、ハラスメント相談を含め32件の通報がありましたが、全てについて調査を行い、必要な事項については適切に対処しております。

また、子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備しております。

⑥ 役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

当社は、当社の取締役及び監査役に対し、役員就任時及び就任後定期的に、それぞれに求められる役割・責任に応じたトレーニングの機会を提供しており、その中で、コンプライアンスの遵守徹底に関する研修を実施しております。

当社は、当社の経営幹部を対象に、コンプライアンス意識向上に関する研修を実施いたしました。当社は、当社の新任役職者を対象に、ビジネスリスクマネジメント強化、コンプライアンス（会計コンプライアンスを含む）に関する研修を行うとともに、幹部育成選抜研修及び昇格時等の節目研修にも、同様の研修を組み込み実施しております。また、当社グループは、当社及び国内外子会社の従業員を対象に、eラーニングにより「グループ行動基準」教育や会計コンプライアンス教育等を実施いたしました。

⑦ 内部監査の実施状況

内部監査部門は、リスクベースアプローチを基本として、取締役社長及び監査役と事前に協議の上、内部監査の方針及び計画を策定し、取締役社長の承認を受けるとともに、取締役会へ報告しております。

当該方針及び計画に基づき、当事業年度においては、本社、事業本部、国内支社店2拠点及び国内外子会社3社を対象として、職務執行状況及び業務プロセスに関する内部監査並びに不正に関する対策の検証を実施いたしました。これらの内部監査結果については、取締役会、取締役社長及び監査役等に対し、適宜報告しております。

また、専門職的実施の国際フレームワーク（グローバル内部監査基準）の改訂を踏まえ、2026年4月1日付で内部監査規程の改訂を実施いたしました。内部監査部門は取締役社長直下の組織として位置付けられており、第3線としての独立性を確保しております。

なお、内部監査部門では、所属従業員の専門性向上を目的として、内部監査に必要な資格の取得を奨励するとともに、資格取得費用の補助制度を設けております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

- ・剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

上記の基本方針を踏まえつつ、当事業年度の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、当事業年度に係る中間配当は無配とさせていただきます。また、当事業年度に係る期末配当は、親会社株主に帰属する当期純損益が投資有価証券評価損を特別損失として計上したことなどから赤字となりましたが、第3四半期以降に米国関税措置による悪化影響のリカバリーが進み営業利益が改善したことから、1株当たり20円とさせていただきます。この結果、年間配当は、前事業年度に比べ25円減配の1株当たり20円となります。

- ・自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	238,192
現金及び預金	39,513
受取手形、売掛金及び契約資産	97,869
商品及び製品	54,024
仕掛品	2,706
原材料及び貯蔵品	10,871
その他	34,263
貸倒引当金	△1,057
固定資産	123,243
有形固定資産	45,647
建物及び構築物	5,103
機械装置及び運搬具	15,416
工具、器具及び備品	3,635
土地	1,256
リース資産	19,187
建設仮勘定	1,047
無形固定資産	12,090
のれん	921
その他	11,168
投資その他の資産	65,505
投資有価証券	13,154
退職給付に係る資産	23,833
繰延税金資産	8,755
その他	19,834
貸倒引当金	△72
資産合計	361,435

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	198,946
支払手形及び買掛金	87,702
短期借入金	3,817
1年内返済予定の長期借入金	7,016
リース債務	6,883
未払金	24,861
未払法人税等	3,901
前受収益	23,464
損害補償損失引当金	1,524
経済補償金負担引当金	4,385
その他	35,389
固定負債	61,113
長期借入金	12,949
リース債務	14,607
退職給付に係る負債	21,555
その他	12,000
負債合計	260,060
純資産の部	
株主資本	64,736
資本金	39,970
資本剰余金	1,110
利益剰余金	36,872
自己株式	△13,216
その他の包括利益累計額	29,333
その他有価証券評価差額金	1,397
繰延ヘッジ損益	4
為替換算調整勘定	19,423
最小年金負債調整額	△351
退職給付に係る調整累計額	8,859
新株予約権	2
非支配株主持分	7,303
純資産合計	101,375
負債純資産合計	361,435

連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		569,265
売上原価		351,860
売上総利益		217,405
販売費及び一般管理費		203,069
営業利益		14,336
営業外収益		
受取利息	406	
受取配当金	98	
持分法による投資利益	710	
為替差益	166	
固定資産売却益	82	
その他	510	1,975
営業外費用		
支払利息	1,700	
デリバティブ評価損	738	
固定資産除売却損	677	
損害補償損失引当金繰入額	1,524	
その他	1,062	5,703
経常利益		10,608
特別利益		
投資有価証券売却益	589	589
特別損失		
固定資産減損損失	6	
投資有価証券売却損	34	
投資有価証券評価損	3,429	
事業構造改革費用	716	
経済補償金負担引当金繰入額	4,385	8,572
税金等調整前当期純利益		2,625
法人税、住民税及び事業税	4,386	
法人税等調整額	1,323	5,710
当期純損失 (△)		△3,085
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△799
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,285

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	39,970	1,110	58,525	△13,319	86,287
当期変動額					
剰余金の配当			△1,323		△1,323
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,285		△2,285
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		107	107
持分法の適用範囲の変動			△18,044		△18,044
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△0	△21,653	102	△21,551
当期末残高	39,970	1,110	36,872	△13,216	64,736

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	最小年金 負債調整額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,260	△27	17,562	△213	3,206	21,788	14	7,593	115,685
当期変動額									
剰余金の配当									△1,323
親会社株主に帰属する 当期純損失									△2,285
自己株式の取得									△5
自己株式の処分									107
持分法の適用範囲の変動									△18,044
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	136	32	1,861	△138	5,653	7,544	△12	△290	7,242
当期変動額合計	136	32	1,861	△138	5,653	7,544	△12	△290	△14,309
当期末残高	1,397	4	19,423	△351	8,859	29,333	2	7,303	101,375

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 62社

② 主要な連結子会社の名称等

東芝アメリカビジネスソリューション社、東芝グローバルコマースソリューション社、東芝テックソリューションサービス(株)、東芝テックドイツ画像情報システム社、東芝テックシンガポール社、東芝テックフランス画像情報システム社、東芝テックビジネスソリューション中国社、東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社、東芝グローバルコマースソリューション・オランダ社、テックインドネシア社、東芝オーストラリア社、東芝テック英国画像情報システム社、テックインフォメーションシステムズ(株)、東芝グローバルコマースソリューション・イタリア社、東芝グローバルコマースソリューション・スペイン社、東芝テックカナダビジネスソリューション社、東芝テックマレーシア社、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)

当連結会計年度において、取得により1社増加、清算により1社減少している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数 なし

② 持分法適用の関連会社の数 なし

2025年10月1日付で、沖電気工業(株)のプリンター事業の開発・生産機能がエトリア(株)へ統合されたことに伴い、エトリア(株)が新たに発行する同社の普通株式を沖電気工業(株)に割り当てたため、当社の持分比率が低下した。この結果、同社は当社の持分法の適用範囲から除外している。

③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

アドバンスドサプライマニファクチャリング(株)及び近代コンピューターサービス(株)は重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)の子会社（東芝グローバルコマースソリューション社、東芝グローバルコマースソリューション・韓国社を除く25社）並びに東芝テックビジネスソリューション中国社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用している。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、商品、製品及び半製品は先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法によっている。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用している。自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法を採用している。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

二. 使用権資産

資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用している。

海外関係会社については、「リース」(IFRS第16号) もしくは「リース」(ASC第842号) を適用しており、国際財務報告基準もしくは米国会計基準に基づく償却方法を採用している。なお、使用権資産に係るリースの借手については、原則として全てのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上している。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 損害補償損失引当金

将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上している。

ハ. 経済補償金負担引当金

当社が事業分離した元子会社の従業員に対して、支払義務を負う経済補償金の一部を当社が負担することなどを定めた契約に基づき、当該従業員への経済補償金の支給に伴い当社が負担する費用に備えるため、当社負担費用の金額を合理的に見積り計上している。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

イ. リテールソリューション事業

リテールソリューション事業においては、国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・製造・販売・保守サービス等を行っている。機器の販売及び備付作業等においては、通常、顧客が指定した店舗等に設置し検収が完了した時点で主な履行義務が充足されることから、検収完了時点で収益を認識している。また機器の保守等については、顧客との保守契約に定められた期間の経過に伴い履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。POSシステムに組み込む顧客仕様の受託ソフトウェア等のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。

ロ. ワークプレイスソリューション事業

ワークプレイスソリューション事業においては、海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・販売・保守サービス等を行っている。機器の販売及び備付作業等においては、通常、顧客が指定した店舗等に設置し検収が完了した時点で主な履行義務が充足されることから、検収完了時点で収益を認識している。また機器の保守等については、顧客との保守契約に定められた期間の経過に伴い履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。

機器と保守サービス等のように複数の履行義務が含まれる契約においては、主に、取引価格は独立販売価格の比率で配分している。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定している。

また、顧客への製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識している。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引の取扱いに関する管理規程があり、通常の取引の範囲内で外貨建取引に係る為替レートの変動リスクを回避する目的で、包括的な為替予約取引を利用している。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは4～15年で均等償却している。ただし、僅少なものは発生年度の損益に計上している。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上している。なお、年金資産の金額が上回る場合には当該超過額を退職給付に係る資産として計上している。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

ハ. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社では、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

ニ. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりである。

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
当社（単体）において計上している繰延税金資産	2,090百万円
東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社において計上している繰延税金資産の金額	4,604百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社単体では、将来の収益力に基づく繰延税金資産に回収可能性があるとする将来の合理的な見積り期間については、前連結会計年度末から引き続き1年としており、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社では、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を検討することにより定期的に評価している。

当社においては、当連結会計年度末の翌連結会計年度の一時差異等加減算前課税所得の見積りにおいて、前連結会計年度末と同額程度の一時差異等加減算前課税所得が見込まれることから、当連結会計年度末の繰延税金資産は前連結会計年度末と同額程度を計上している。

また、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社においては、為替の影響等により、当連結会計年度末の繰延税金資産は前連結会計年度末4,208百万円に比べ、若干の増加となっている。なお、米国子会社の東芝グローバルコマースソリューション社においては、計上している繰延税金資産の全額に評価性引当額を計上しているが、評価性引当額控除前の繰延税金資産の金額は当連結会計年度21,154百万円である。

繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断する。POSシステム及び複合機等の販売台数及び販売価格、翌連結会計年度に生じる会計事象等の見積りは不確実性を伴うため、これらの前提に変化が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類における繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性がある。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形、売掛金及び契約資産」の内訳

受取手形	2,344百万円
売掛金	88,944百万円
契約資産	6,580百万円

(2) 「前受収益」及び流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額

契約負債	28,492百万円
------	-----------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

106,436百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行とコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりである。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	10,000百万円

連結計算書類

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 特別損失に計上した投資有価証券評価損

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち、取得価額に比べて時価が著しく下落したものの、並びに実質価額が著しく低下したものについて、減損処理による投資有価証券評価損を計上している。

(2) 特別損失に計上した経済補償金負担引当金繰入額

当社の持分法適用関連会社であった、エトリア(株) (以下「ETRIA」という。)は、生産体制の効率化及び経営資源の最適配置のため、生産拠点の統廃合の一環として、その連結子会社であるToshiba Tec Information Systems (Shenzhen) (以下「TESS」という。)の事業規模を縮小することを決定し、TESSから現地従業員に対して、事業規模の縮小方針及びその影響に関する通知が行われた。

当該通知に伴い、TESSが従業員に対して支払義務を負う経済補償金(退職金に相当するもの)の一部を当社が負担することなどを定めた契約に基づき、当該従業員への経済補償金の支給に伴い当社が負担する費用に備えるため、当社負担費用の金額を合理的に見積り計上している。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 57,629,140株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 4,641,392株

(3) 配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	1,323	25.0	2025年3月31日	2025年6月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月11日 取締役会	普通株式	1,059	20.0	2026年3月31日	2026年6月8日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等の運用を原則としている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

加えて、当社は運転資金の安定的かつ機動的な調達を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約を締結しており、資金流動性リスクの低減を図っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。現金及び預金については、現金であること、預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※ 6)	時価 (※ 6)	差額
(a) 受取手形	2,344	2,344	－
(b) 売掛金	88,944		
貸倒引当金 (※ 1)	△1,042		
	87,901	87,901	－
(c) 投資有価証券			
その他有価証券 (※ 2、※ 3)	3,419	3,419	－
(d) 支払手形及び買掛金	(87,702)	(87,702)	－
(e) 短期借入金	(3,817)	(3,817)	－
(f) 1年内返済予定の長期借入金	(7,016)	(7,016)	－
(g) 未払金	(24,861)	(24,861)	－
(h) 長期借入金	(12,949)	(12,899)	△50
(i) リース債務 (※ 4)	(21,490)	(19,667)	△1,822
(j) デリバティブ取引 (※ 5)	(590)	(590)	－

(※ 1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、「(c) 投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度 (百万円)
その他有価証券	
関連会社株式	185
非上場株式	6,566

連結計算書類

- (※ 3) 組合等出資金については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上している。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に従い、時価開示の対象に含めていない。また、当連結会計年度末における組合等出資金に係る連結貸借対照表計上額の合計額は、2,983百万円である。
- (※ 4) 1年内返済予定のリース債務を含めている。
- (※ 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。
- (※ 6) 負債に計上しているものについては、()で示している。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,128	—	290	3,419
デリバティブ取引(※)	—	(590)	—	(590)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	2,344	－	2,344
売掛金	－	87,901	－	87,901
支払手形及び買掛金（※）	－	(87,702)	－	(87,702)
短期借入金（※）	－	(3,817)	－	(3,817)
1年内返済予定の長期借入金（※）	－	(7,016)	－	(7,016)
未払金（※）	－	(24,861)	－	(24,861)
長期借入金（※）	－	(12,899)	－	(12,899)
リース債務（※）	－	(19,667)	－	(19,667)

（※）負債に計上しているものについては、（ ）で示している。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。また、非上場株式の新株予約権については、レベル3の時価に分類されているが、重要性が乏しいため、時価の算定に用いた評価技法の記載を省略する。

受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価はそれぞれの勘定科目の時価に含めて記載している。

連結計算書類

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの外部顧客への売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、顧客の所在地を地域別に分解した内訳と各事業の関係は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	リテール ソリューション事業	ワークプレイス ソリューション事業	合計
日本	204,973	101	205,075
米州	95,887	104,576	200,463
欧州	32,969	72,290	105,260
その他	13,740	44,726	58,466
外部顧客への売上高	347,570	221,694	569,265

顧客との契約から生じる収益	347,570	203,471	551,042
貸手のリースから生じる収益 (注) 1	－	18,223	18,223

(注) 1. 外部顧客への売上高に含まれる貸手のリースから生じる収益について、当連結会計年度より重要性が増したため、顧客との契約から生じる収益と分けて表示している。

2. 当連結会計年度より、従来「ワークプレイスソリューション事業」に含めていた国内市場向け複合機に関する事業を「リテールソリューション事業」に移管している。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	76,576
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	91,289
契約資産（期首残高）	4,835
契約資産（期末残高）	6,580
契約負債（期首残高）	27,447
契約負債（期末残高）	28,492

契約資産は、主に請負契約等によるソフトウェア、ソリューションサービス等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求債権であり、連結貸借対照表の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示している。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられる。契約負債は、支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価であり、主に、請負契約及び保守サービス契約における顧客からの前受収益等を、連結貸借対照表の「前受収益」及び流動負債の「その他」に含めて表示している。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は16,702百万円である。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。残存履行義務に配分した取引価格の総額は154,596百万円でありこのうち概ね46%が1年以内に収益として認識すると予測している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,775円30銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △43円13銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	125,258
現金及び預金	19,557
受取手形	2,324
売掛金	46,004
契約資産	5,170
商品及び製品	25,284
仕掛品	313
原材料及び貯蔵品	7,514
未収入金	12,255
短期貸付金	78,298
その他	3,720
貸倒引当金	△75,187
固定資産	87,412
有形固定資産	6,540
建物	3,178
構築物	171
機械及び装置	30
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	1,578
土地	1,188
リース資産	21
建設仮勘定	367
無形固定資産	7,918
ソフトウェア	6,485
その他	1,433
投資その他の資産	72,953
投資有価証券	12,842
関係会社株式	39,315
関係会社出資金	7,693
前払年金費用	6,456
繰延税金資産	2,090
差入保証金	2,306
長期未収入金	2,416
その他	2,558
貸倒引当金	△2,726
資産合計	212,671

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	124,197
支払手形	3,733
買掛金	58,128
未払金	7,911
未払費用	6,884
未払法人税等	4
預り金	25,614
1年内返済予定の長期借入金	7,016
返金負債	4,061
損害補償損失引当金	1,524
経済補償金負担引当金	4,385
その他	4,932
固定負債	19,418
長期借入金	7,164
退職給付引当金	10,024
その他	2,229
負債合計	143,616
純資産の部	
株主資本	67,674
資本金	39,970
資本剰余金	987
その他資本剰余金	987
利益剰余金	39,933
利益準備金	1,743
その他利益剰余金	38,190
圧縮記帳積立金	51
繰越利益剰余金	38,139
自己株式	△13,216
評価・換算差額等	1,377
その他有価証券評価差額金	1,372
繰延ヘッジ損益	4
新株予約権	2
純資産合計	69,054
負債純資産合計	212,671

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		268,861
売上原価		206,182
売上総利益		62,678
販売費及び一般管理費		57,667
営業利益		5,010
営業外収益		
受取利息	1,607	
受取配当金	7,047	
その他	257	8,912
営業外費用		
支払利息	961	
為替差損	1,032	
固定資産除売却損	671	
損害補償損失引当金繰入額	1,524	
その他	714	4,905
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益	583	583
特別損失		
固定資産減損損失	0	
投資有価証券売却損	34	
投資有価証券評価損	3,429	
関係会社株式評価損	199	
貸倒引当金繰入額	14,965	
経済補償金負担引当金繰入額	4,385	23,015
税引前当期純損失 (△)		△13,413
法人税、住民税及び事業税	△1,303	
法人税等調整額	△56	△1,360
当期純損失 (△)		△12,053

計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	39,970	987	987	1,610	51	51,648	53,310	△13,319	80,950
当期変動額									
剰余金の配当				132		△1,456	△1,323		△1,323
当期純損失 (△)						△12,053	△12,053		△12,053
自己株式の取得								△5	△5
自己株式の処分		△0	△0					107	107
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	△0	△0	132	-	△13,509	△13,376	102	△13,275
当期末残高	39,970	987	987	1,743	51	38,139	39,933	△13,216	67,674

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,233	△27	1,205	14	82,170
当期変動額					
剰余金の配当					△1,323
当期純損失 (△)					△12,053
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					107
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	139	32	172	△12	159
当期変動額合計	139	32	172	△12	△13,115
当期末残高	1,372	4	1,377	2	69,054

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び半製品は先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用している。自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法を採用している。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なる。

③ 損害補償損失引当金

将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上している。

④ 経済補償金負担引当金

当社が事業分離した元子会社の従業員に対して、支払義務を負う経済補償金の一部を当社が負担することなどを定めた契約に基づき、当該従業員への経済補償金の支給に伴い当社が負担する費用に備えるため、当社負担費用の金額を合理的に見積り計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

① リテールソリューション事業

リテールソリューション事業においては、国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・製造・販売・保守サービス等を行っている。機器の販売及び備付作業等においては、通常、顧客が指定した店舗等に設置し検収が完了した時点で主な履行義務が充足されることから、検収完了時点で収益を認識している。また機器の保守等については、顧客との保守契約に定められた期間の経過に伴い履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。POSシステムに組み込む顧客仕様の受託ソフトウェア等のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。

② ワークプレイスソリューション事業

ワークプレイスソリューション事業においては、海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等の開発・販売・保守サービス等を行っている。機器の販売及び備付作業等においては、通常、顧客が指定した店舗等に設置し検収が完了した時点で主な履行義務が充足されることから、検収完了時点で収益を認識している。また機器の保守等については、顧客との保守契約に定められた期間の経過に伴い履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定している。また、移転価格税制に関する事前確認制度を適用あるいは申請中の場合があり、当該合意に基づき海外販売子会社へ最も可能性の高い売上割戻金額を見積り、返金負債を計上し、表示している。

また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識している。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引の取扱いに関する管理規程があり、通常の取引の範囲内で外貨建取引に係る為替レートの変動リスクを回避する目的で、包括的な為替予約取引を利用している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(8) 記載金額の表示

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

計算書類

2. 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記していた営業外費用の「損害補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出している。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある主な項目は以下のとおりである。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	2,090百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社単体では、将来の収益力に基づく繰延税金資産に回収可能性があるとする将来の合理的な見積り期間については、前事業年度末から引き続き1年としている。

当社においては、当事業年度末の翌事業年度の一時差異等加減算前課税所得の見積りにおいて、前事業年度末と同額程度の一時差異等加減算前課税所得が見込まれることから、当事業年度末の繰延税金資産は前事業年度末と同額程度を計上している。

繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断する。POSシステム及び複合機等の販売台数及び販売価格、翌事業年度に生じる会計事象等の見積りは不確実性を伴うため、これらの前提に変化が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類における繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性がある。

(2) 海外リテールソリューション事業向け債権の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
未収入金	2,772百万円
短期貸付金	70,967百万円
長期未収入金	2,404百万円
その他債権	1,384百万円
債権合計	77,529百万円
貸倒引当金	△77,529百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末において、海外リテールソリューション事業を行う当社の子会社である東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)等に対して合計77,529百万円の債権を有しているが、当該債権に対して全額の貸倒引当金を計上している。

貸倒引当金は、財務内容評価法に基づき海外リテールソリューション事業の財政状態、経営成績、及び今後の収益、資金繰り等を考慮し算定している。

海外リテールソリューション事業の財政状態及び経営成績は海外市場向けPOSシステムの販売台数及び販売価格の影響を受け、その見積りは不確実性を伴う。これらの前提に変化が生じた場合、貸倒引当金の評価に重要な影響を与える可能性がある。

計算書類

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	109,728百万円
売掛金	23,073百万円
未収入金	8,381百万円
短期貸付金	78,274百万円
長期金銭債権	2,404百万円
長期未収入金	2,404百万円
短期金銭債務	42,076百万円
買掛金	14,697百万円
未払金	1,949百万円
未払費用	1,364百万円
預り金	24,064百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めている。

(3) 偶発債務

保証債務

(銀行借入等保証)

東芝グローバルコマースソリューション社	158百万円
東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社	1,861百万円
東芝グローバルコマースソリューション・フランス社	27百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行とコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりである。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	10,000百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引の取引高

売上高	67,361百万円
仕入高	97,044百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高

9,461百万円

(3) 特別損失に計上した投資有価証券評価損

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち、取得価額に比べて時価が著しく下落したものの、並びに実質価額が著しく低下したものについて、減損処理による投資有価証券評価損を計上している。

(4) 特別損失に計上した貸倒引当金繰入額

東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びジャイナミクス(株)向けの債権について、貸倒引当金繰入額を計上している。

(5) 特別損失に計上した経済補償金負担引当金繰入額

当社の持分法適用関連会社であった、エトリア(株) (以下「ETRIA」という。)は、生産体制の効率化及び経営資源の最適配置のため、生産拠点の統廃合の一環として、その連結子会社であるToshiba Tec Information Systems (Shenzhen) (以下「TESS」という。)の事業規模を縮小することを決定し、TESSから現地従業員に対して、事業規模の縮小方針及びその影響に関する通知が行われた。

当該通知に伴い、TESSが従業員に対して支払義務を負う経済補償金(退職金に相当するもの)の一部を当社が負担することなどを定めた契約に基づき、当該従業員への経済補償金の支給に伴い当社が負担する費用に備えるため、当社負担費用の金額を合理的に見積り計上している。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の保有数

普通株式	4,641,392株
------	------------

計算書類

7. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	無形固定資産	5,899百万円	
	投資有価証券評価損	1,788百万円	
	投資有価証券簿価差額	6,116百万円	
	貸倒引当金	24,558百万円	
	未払賞与	1,431百万円	
	返金負債	1,280百万円	
	退職給付引当金	3,159百万円	
	損害補償損失引当金	480百万円	
	経済補償金負担引当金	1,382百万円	
	税務上の繰越欠損金	21,279百万円	
	その他	2,337百万円	
	繰延税金資産小計		69,714百万円
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△21,279百万円
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△43,571百万円
評価性引当額小計		△64,851百万円	
繰延税金資産合計		4,863百万円	
繰延税金負債	前払年金費用	△2,035百万円	
	固定資産圧縮記帳積立金	△22百万円	
	その他有価証券評価差額金	△631百万円	
	繰延ヘッジ損益	△2百万円	
	その他	△81百万円	
	繰延税金負債合計		△2,772百万円
繰延税金資産の純額		2,090百万円	

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係
親会社	(株) 東芝	被所有 直接 50.3% 間接 0.1%	役員兼任

(注) 重要な取引に該当する取引はない。

なお、親会社の親会社としてTBJH(株)及びTBJホールディングス(株)が非上場として存在するが、重要な取引に該当する取引はない。

(2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東芝アメリカ ビジネスソリューション社	所有 直接 50.1%	当社製品の販売等 資金の貸付 役員兼任 役員の派遣	当社製品の販売等 (注1)	30,109	売掛金	7,397
				資金の貸付 (注2)		短期貸付金	7,306
子会社	東芝テック ソリューションサービス(株)	所有 直接100.0%	当社製品の保守委託等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	当社製品の保守委託等 (注1)	49,247	買掛金	12,835
				受取配当金	705	未収入金	4,879
				資金の預り受け (注2)		預り金	6,025
利息の支払 (注3)	31						
子会社	東芝テックドイツ 画像情報システム社	所有 直接100.0%	当社製品の販売等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	当社製品の販売等 (注1)	18,186	売掛金	9,521
				資金の預り受け (注2)		預り金	5,268
				利息の支払 (注3)	72		
			受取配当金	1,273	未収入金	439	
子会社	東芝テック シンガポール社	所有 直接100.0%	当社製品の販売等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	当社製品の販売等 (注1)	10,825	売掛金	3,777
				資金の預り受け (注2)		預り金	4,661
				利息の支払 (注3)	221		

計算書類

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東芝テックビジネス ソリューション中国社	所有 直接 95.7%	役員兼任	受取配当金	1,191	未収入金	14
子会社	東芝グローバルコマース ソリューション・ホールディングス㈱	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員兼任 役員の派遣	資金の貸付 (注2)	1,346	短期貸付金	70,967 (注4)
				利息の受取 (注3)		未収入金	2,159 (注4)
関連会社	エトリア㈱ (注5)	所有 直接 15.0%	製品の購入等	製品の購入等 (注6)	30,619	-	-
				受取配当金	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品の販売等及び保守委託等については、市場価格・総原価を勘案し、当社希望価格を提示し交渉の上、決定している。
- (注2) 資金の預り受け及び資金の貸付については、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載している。
- (注3) 資金の預り受け及び資金の貸付については、当事者以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定している。
- (注4) 短期貸付金、未収入金及び長期未収入金に対して、貸倒引当金繰入額14,700百万円を計上しており、当事業年度末において77,529百万円の貸倒引当金を計上している。
- (注5) 2025年10月1日付で、沖電気工業㈱のプリンター事業の開発・生産機能がエトリア㈱へ統合されたことに伴い、エトリア㈱が新たに発行する同社の普通株式を沖電気工業㈱に割り当てたため、当社の持分比率が低下した。この結果、同社は当社の持分法適用範囲から除外され、関連当事者に該当しなくなった。なお、上記取引金額については、同社が関連当事者であった期間にかかる取引を記載している。また、議決権等の所有（被所有）割合については、上記株式割り当て前の時点の割合を記載している。
- (注6) 製品の購入等については、市場の実勢価格を勘案し、価格交渉の上、発注を決定している。
- (注7) 上記金額のうち取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示している。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類 連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,303円17銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△227円51銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村田 賢士
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 臼杵 大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村田 賢士
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 臼杵 大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

東芝テック株式会社 監査役会
 監査役（常勤） 坂本 一郎 ㊟
 監査役（常勤） 島野 俊介 ㊟
 社外監査役 大澤 加奈子 ㊟
 社外監査役 河 邦 雄 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2026年6月29日(月曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

会場

東京都品川区東五反田
二丁目17番2号
オーバルコート大崎
マークイースト
当社大崎事務所
2階 会議室



交通機関

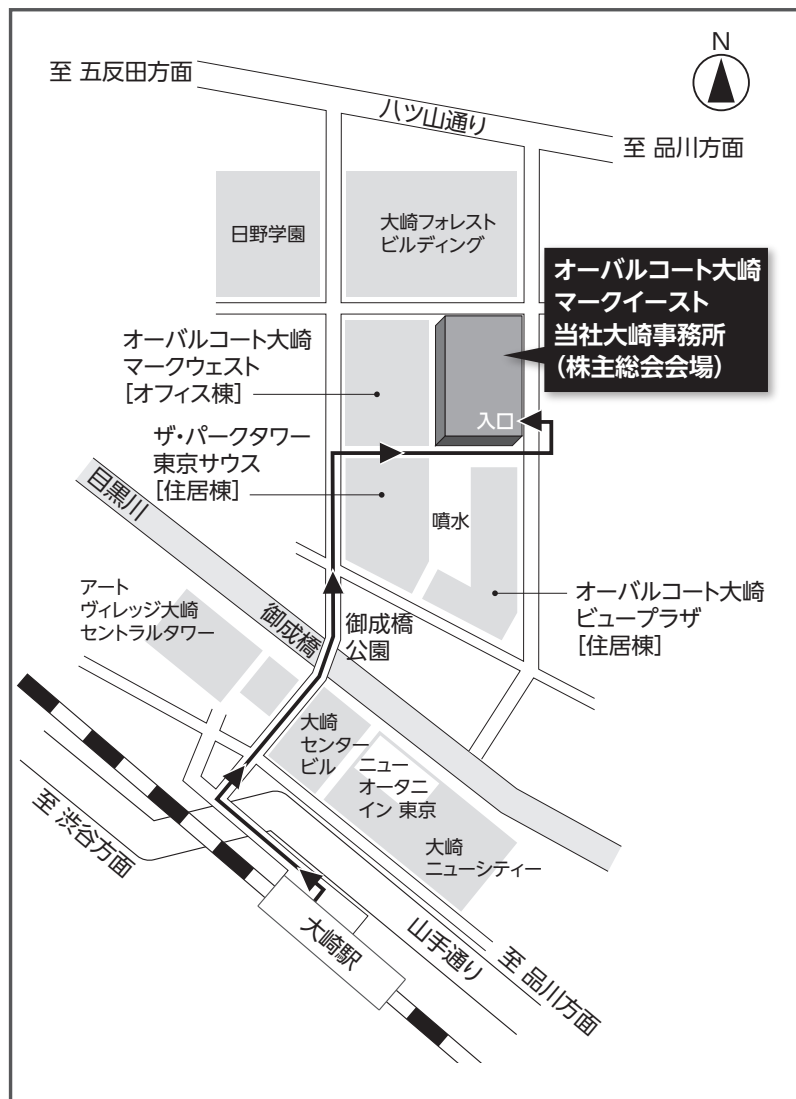
- JR
(山手線、埼京線、湘南新宿ライン)
- 東京臨海高速鉄道 りんかい線

大崎駅(北改札口 東口)

徒歩
6分

お願い

当日ご出席の際は、
お車でのご来場はご遠慮下さい。



UD FONT